

令和7年度 町民税・県民税申告書の手引き

申告しなければならない人

- 1 令和7年1月1日現在、穴水町にお住まいの方で、令和6年1月から令和6年12月までの間に各種所得（内職、パート、日雇い等も含みます。）のあった人
- 2 給与・公的年金等の所得者で、医療費控除、寄附金控除などを受けようとする人

申告をする必要がない人

- 1 税務署へ令和6年分所得税の確定申告書を提出した人
- 2 前年中の収入が給与のみの方で、勤務先から給与支払報告書が穴水町へ提出されている人（提出されているかは、勤務先にご確認ください。）
- 3 前年中の収入が公的年金等のみの方で、公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除以外の所得控除（医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除など）がない人

所得（収入）がなくても申告をする必要がある人

- 1 国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者で、税金・保険料の軽減を受けようとする人（他市町村在住の親族に扶養されている人、または非課税年金（障害年金、遺族年金など）を受給している人など）
- 2 介護保険第1号被保険者（65歳以上）で、他市町村在住の親族に扶養されている人、または非課税年金（障害年金、遺族年金など）を受給している人
- 3 各種証明書（課税、所得、納税証明書）の交付を後日受けようとする人
- 4 保育所の入所や公営住宅の入居、各種福祉手当・助成制度など、所得・課税額に基づき算定される各種行政サービスを受けようとする人

申告に必要なもの（必ずご持参ください）

- 1 個人番号と本人確認ができるもの【個人番号カードまたは通知カードと本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証、年金手帳など）
*郵送で提出する場合は写しを添付してください
- 2 給与・年金所得者は源泉徴収票（給与・公的年金等の源泉徴収票）または支払者の証明書、その他の所得の方は収支明細書や帳簿・領収書など
- 3 国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、その他の社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金等の領収書または控除証明書
- 4 (1) 医療費控除を受けようとする人は、医療費等の領収書から「医療費控除の明細書」を作成してください。医療保険者から交付を受けた医療費通知がある場合は、医療費通知を添付することによって医療費控除の明細書の記載を簡略化することができます。
(2) セルフメディケーション税制を受けようとする人は、対象医薬品購入費の領収書
- 5 障害者控除を受けようとする人は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、穴水町障害者控除対象者認定書
*手帳等の提示がないと控除が受けられません

※申告書を郵送する場合は、必要事項を記入の上、関係書類（源泉徴収票・控除証明書など）を同封し、穴水町税務課へお送りください。

【申告書の提出・お問い合わせ先】

〒927-8601 穴水町字川島ウの174番地 穴水町税務課 ☎0768-52-3630

申告する所得および控除は令和6年1月1日から令和6年12月31日までの1年間の分です

記 載 例

令和7年度(6年分所得) 町民税・県民税 申告書

穴水町長 様		現住所	穴水町字 川島ラの174番地										整理番号			
		1月1日現在の住所	同上										業種又は職業	会社員		
提出年月日		フリガナ	アナミズ タロウ										電話番号		0768-52-0300	
		氏名	穴 水 太 郎										個人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
年	月	日	生年月日	明・大・昭 平・令	50・4・1		世帯主の氏名	穴水 太郎					続柄	本人		

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類		支払った保険料										
	国民健康保険税		240,000 円										
	国民年金保険料		187,080										
	後期高齢者医療保険料												
	介護・その他の保険料												
合 計		427,080											
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計										
	円		円 120,000										
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計										
	円		円 240,000										
	介護医療保険料の計												
円													
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計										
	100,000 円		円										
⑰～⑲ 寡婦、ひとり親 勤労学生控除		⑰ □ 寡婦控除 [□ 死別 □ 生死不明 □ 離婚 □ 未帰還]		⑱ □ ひとり親 控 除		⑲ □ 勤労学生控除 (学校名)							
⑳ 障害者控除	フリガナ	アナミズ イチロウ		障害の 程度		身体 3 級 度							
	氏 名	穴 水 一 郎											
	個人番号	1 1 1 1 2 2 2 3 3 3 3 3											
	フリガナ			障害の 程度		級 度							
氏 名													
個人番号													
㉑～㉒ 配偶者控除・ 配偶者特別控 除・ 同一生計配偶者		配偶者	フリガナ	アナミズ ハナコ		生年月日	明・大・昭 平・令	51・5・1					
		氏 名	穴 水 花 子		配偶者の 合計所得金 額	円 100,000							
		個人番号	2 2 2 2 3 3 3 3 4 4 4 4		□ 同一生計配偶者(控除 対象配偶者を除く)								
㉓ 扶養控除	1	フリガナ	アナミズ イチロウ		生年月日	H17・6・1		同居・ 別居の 区分	■ 同居 □ 別居	続柄	子		
		氏 名	穴 水 一 郎										
		個人番号	1 1 1 1 2 2 2 3 3 3 3 3		控除額		33 万円						
		フリガナ	アナミズ キク		生年月日	S25・8・1		同居・ 別居の 区分	■ 同居 □ 別居	続柄	母		
	2	氏 名	穴 水 き く										
		個人番号	3 3 3 3 4 4 4 4 5 5 5 5		控除額		45 万円						
		フリガナ			生年月日	・ ・		同居・ 別居の 区分	□ 同居 □ 別居	続柄			
		氏 名											
	3	個人番号			控除額		万円						
		フリガナ			生年月日	・ ・		同居・ 別居の 区分	□ 同居 □ 別居	続柄			
		氏 名											
		個人番号			控除額		万円						
	4	フリガナ			生年月日	・ ・		同居・ 別居の 区分	□ 同居 □ 別居	続柄			
		氏 名											
		個人番号			控除額		万円						
16歳未満の扶養親族 (控除対象外)	1	フリガナ	アナミズ ジロウ		生年月日	H22・12・1		同居・ 別居の 区分	■ 同居 □ 別居	続柄	子		
		氏 名	穴 水 次 郎										
		個人番号			控除額								
		フリガナ			生年月日	・ ・		同居・ 別居の 区分	□ 同居 □ 別居	続柄			
	2	氏 名											
		個人番号			控除額								
		フリガナ			生年月日	・ ・		同居・ 別居の 区分	□ 同居 □ 別居	続柄			
		氏 名											
	3	個人番号			控除額								
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。													
扶養控除額の合計											780,000 円		

㉔ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	円	円	円
㉕ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額	
	200,000 円	50,000 円	

1 収入 金額等	事業	営業等	ア	
		農業	イ	
		不動産	ウ	200,000
		利子	エ	
		配当	オ	
		給与	カ	3,600,000
	雑	公的年金等	キ	
		業 務	ク	
		そ の 他	ケ	
		総合譲渡	短期	コ
	長期	サ		
	一時	シ		
2 所得 金額	事業	営業等	①	
		農業	②	
		不動産	③	170,000
		利子	④	
		配当	⑤	
		給与	⑥	2,440,000
	雑	公的年金等	⑦	
		業 務	⑧	
		そ の 他	⑨	
		合計 ⑦+⑧+⑨	⑩	
	総合譲渡・一時	⑪		
	合 計	⑫	2,610,000	
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	427,080	
	小規模企業 共済等掛金控除	⑭		
	生命保険料控除	⑮	70,000	
	地震保険料控除	⑯	25,000	
	寡婦、ひとり親控除	⑰～ ⑱		
	勤労学生、 障害者控除	⑲～ ㉑	260,000	
	配偶者(特別)控除	㉑～ ㉒	330,000	
	扶養控除	㉓	780,000	
	基礎控除	㉔	430,000	
	⑬から㉔までの計	㉕	2,322,080	
雑損控除	㉖			
医療費控除	区分 □	㉗	50,000	
	合 計 ㉕+㉖+㉗	㉘	2,372,080	

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合は、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

※所得がなかった方は裏面の「16」を記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の町民税・県民税の納税方法
■ 給与から差引き(特別徴収)
□ 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

第五号の四様式(第二条関係)

3 ページ参照

4 ・ 5 ページ参照

4 ・ 5 ページ参照

申告書表面

手順1 住所、氏名などを記入してください

現住所と令和7年1月1日現在の住所、氏名、個人番号、生年月日、職業、電話番号などを記入してください。

手順2 収入金額等、所得金額を計算し記入してください

1 収入金額等

所得の種類ごとに収入金額（前年中に収入することが確定した金額）を記入してください。

2 所得金額

収入金額等から必要経費（前年中に収入を得るために要した費用）を差し引いた金額を記入してください。なお、事業所得・不動産所得は必要経費および専従者給与控除額を差し引いた金額を、給与所得および公的年金等に係る雑所得は各控除額を差し引いた金額を記入してください。

（所得の種類・内容）

事業	① 営 業 等		◎漆器業、漁業、卸売業、小売業、製造業、修理業、飲食業、サービス業、商品外交員、生命保険外交員、ホステスなど農業以外の事業から生ずる所得	所得は、申告書裏面または別紙の収支内訳書を使用して計算してください。
	② 農 業		◎米、野菜、花卉、果樹などの生産や栽培などから生ずる所得	
	③ 不 動 産		◎貸家、貸間、貸アパート、貸駐車場、貸地などによる所得	
④ 利 子			◎公社債や預貯金の利子および公社債投資信託の収益の分配金などによる所得 源泉分離課税となっている預貯金の利子などは申告不要です。	
⑤ 配 当			◎株式や出資金に対する利益の配当、剰余金の分配金などによる所得 上場株式等に関する配当は申告不要です。ただし、非上場株式や大口の上場株式に関する配当は申告が必要です。	
⑥ 給 与			◎給料、賃金、賞与などの収入（前年中の総受払額で税金などを差し引く前の金額）から給与所得控除額を引いたもの ◎日給又は所得税を徴収していない事業所などに勤務している人は、事業所などから受け取った給与の明細書をもとに記入するか、または申告書裏面の給与所得の内訳欄に月別収入金額、日給、稼働日数および勤務先を記入してください。	給与・公的年金等に係る所得の計算方法は、8ページに掲載されています。
⑦ 雑	公 的 年 金 等		◎国民年金や厚生年金、共済年金、恩給などの収入から公的年金等控除額を差し引いたもの	
	そ の 他		◎生命保険個人年金、互助年金、原稿料、謝金などで、いずれの所得にも該当しない所得	
⑧	総 合 譲 渡		◎営業権、車両、機械器具、ゴルフ会員権などの資産の譲渡による所得	
	一 時		◎賞金、懸賞当選金、生命保険や損害保険の満期・解約返戻金など、労務や役務の対価に該当しない一時的な所得	

※ 分離課税に係る所得（土地・建物等の譲渡所得、株式等の譲渡等・配当所得、山林所得、退職所得など）については、穴水町税務課へお問い合わせください。

手順3 所得から差し引かれる金額（所得控除）を記入してください

⑬ 社会保険料控除	◎あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために負担した社会保険料（国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料など）で、あなたが前年中に支払った金額を控除することができます。																						
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	◎小規模企業共済制度に基づき支払った共済契約の掛金や、心身障害者扶養共済制度の掛金、確定拠出年金の企業型または個人型年金加入者掛金で、あなたが前年中に支払った金額を控除することができます。																						
⑮ 生命保険料控除	◎あなたが生命保険契約、個人年金保険契約及び介護医療保険契約などに基づいて、あなたや配偶者、その他の親族のために前年中に支払った保険料がある場合は、次の計算方法によりその全部または一部を控除することができます。 ①新契約（H24.1.1以後の契約）の場合 （新生命保険料、新個人年金保険料及び介護医療保険料） <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の額</th><th>控除額（計算方法）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下の場合</td><td>支払った保険料の全額</td></tr> <tr> <td>12,000円を超え32,000円以下の場合</td><td>支払った保険料×1/2 + 6,000円</td></tr> <tr> <td>32,000円を超え56,000円以下の場合</td><td>支払った保険料×1/4 + 14,000円</td></tr> <tr> <td>56,000円を超える場合</td><td>一律28,000円</td></tr> </tbody> </table> ②旧契約（H23.12.31以前の契約）の場合 （旧生命保険料及び旧個人年金保険料） <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の額</th><th>控除額（計算方法）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下の場合</td><td>支払った保険料の全額</td></tr> <tr> <td>15,000円を超え40,000円以下の場合</td><td>支払った保険料×1/2 + 7,500円</td></tr> <tr> <td>40,000円を超え70,000円以下の場合</td><td>支払った保険料×1/4 + 17,500円</td></tr> <tr> <td>70,000円を超える場合</td><td>一律35,000円</td></tr> </tbody> </table> ③新契約①と旧契約②の両方について控除を受ける場合 <table border="1"> <tr> <td>①+②の控除額</td><td>※控除限度額 28,000円</td></tr> </table>	支払った保険料の額	控除額（計算方法）	12,000円以下の場合	支払った保険料の全額	12,000円を超え32,000円以下の場合	支払った保険料×1/2 + 6,000円	32,000円を超え56,000円以下の場合	支払った保険料×1/4 + 14,000円	56,000円を超える場合	一律28,000円	支払った保険料の額	控除額（計算方法）	15,000円以下の場合	支払った保険料の全額	15,000円を超え40,000円以下の場合	支払った保険料×1/2 + 7,500円	40,000円を超え70,000円以下の場合	支払った保険料×1/4 + 17,500円	70,000円を超える場合	一律35,000円	①+②の控除額	※控除限度額 28,000円
支払った保険料の額	控除額（計算方法）																						
12,000円以下の場合	支払った保険料の全額																						
12,000円を超え32,000円以下の場合	支払った保険料×1/2 + 6,000円																						
32,000円を超え56,000円以下の場合	支払った保険料×1/4 + 14,000円																						
56,000円を超える場合	一律28,000円																						
支払った保険料の額	控除額（計算方法）																						
15,000円以下の場合	支払った保険料の全額																						
15,000円を超え40,000円以下の場合	支払った保険料×1/2 + 7,500円																						
40,000円を超え70,000円以下の場合	支払った保険料×1/4 + 17,500円																						
70,000円を超える場合	一律35,000円																						
①+②の控除額	※控除限度額 28,000円																						
⑯ 地震保険料控除	◎あなたが地震保険契約などに基づいて前年中に支払った保険料がある場合は、次の計算方法によりその全部または一部を控除することができます。 ①地震保険料 <table border="1"> <tr> <td>支払った保険料の額×1/2</td><td>※控除限度額 25,000円</td></tr> </table> ②旧長期損害保険料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の額</th><th>控除額（計算方法）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円以下の場合</td><td>支払った保険料の全額</td></tr> <tr> <td>5,000円を超え15,000円以下の場合</td><td>支払った保険料×1/2 + 2,500円</td></tr> <tr> <td>15,000円を超える場合</td><td>10,000円</td></tr> </tbody> </table> ③地震保険料および旧長期損害保険料の両方を支払った場合 <table border="1"> <tr> <td>①+②の控除額</td><td>※控除限度額 25,000円</td></tr> </table> ※旧長期損害保険とは、満期返戻金のある保険期間が10年以上の保険契約で、平成18年12月末日までに契約を締結したものをいいます。 ※同一の契約によるものは、どちらか一方しか控除できません。 ※建物の用途が居住以外（納屋・車庫など）の場合は、控除の対象となりません。	支払った保険料の額×1/2	※控除限度額 25,000円	支払った保険料の額	控除額（計算方法）	5,000円以下の場合	支払った保険料の全額	5,000円を超え15,000円以下の場合	支払った保険料×1/2 + 2,500円	15,000円を超える場合	10,000円	①+②の控除額	※控除限度額 25,000円										
支払った保険料の額×1/2	※控除限度額 25,000円																						
支払った保険料の額	控除額（計算方法）																						
5,000円以下の場合	支払った保険料の全額																						
5,000円を超え15,000円以下の場合	支払った保険料×1/2 + 2,500円																						
15,000円を超える場合	10,000円																						
①+②の控除額	※控除限度額 25,000円																						
⑰ 雑損控除	◎あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が前年中に災害等による損失を受けた場合に、①と②のいずれか多い方を控除することができます。 ①差引損失額－所得金額の10% ②差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円																						
⑱ 医療費控除 右記のどちらかを選択	◎あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために、前年中に病気の治療などに支払った医療費のうち、あなたの所得金額の5%（10万円を超える場合は10万円）を超える金額を控除することができます。 〈従来の医療費控除。最高限度額は200万円〉 ◎あなたが健康の保持増進及び疾病の予防への取組として、一定の取組（人間ドックやインフルエンザの予防接種など、法令に基づき行われる健康の保持増進及び疾病の予防への取組）を行っており、あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために、前年中に支払った特定一般医薬品等購入費があるときは、12,000円を超える金額を控除することができます。																						

※これらの控除を受ける人は、控除に関する証明書・領収書を添付するか提示してください。

(17) ～ (18)	ひとり親控除	◎あなたが次のいずれかに該当する場合は控除が受けられます。 ①その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない場合 ②扶養親族または生計を一にする総所得金額等が48万円以下の子を有している場合 ただし、この場合の子は、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます ③あなたの合計所得金額が500万円以下である場合			控除額 30万円
	寡婦控除	◎「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに該当する場合は控除が受けられます。 ①夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下である場合 ②夫と死別した後婚姻をしていない人または夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人			26万円
(19)	勤労学生控除	◎あなたが学生または生徒で、合計所得金額が75万円以下（自己の勤労によらない所得が10万円以下）であれば控除が受けられます。			26万円
(20)	障害者控除	◎あなたやあなたの控除対象配偶者および扶養親族が障害者である場合は、控除が受けられます。控除を受ける場合には、その方の氏名と障害の程度を申告書左欄②に記入してください。			
		障 害 者	精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、戦傷病者手帳を持っている人、福祉事務所長等の認定を受けている人など	26万円	
		特別障害者	精神障害者保健福祉手帳1級、身体障害者手帳1・2級、戦傷病者手帳第三項症までの人、福祉事務所長等に重度の認定を受けている人など	30万円	
		同居特別障害者	特別障害者である控除対象配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者または生計を一にする親族と同居を常況としている人	53万円	
(21)	配偶者控除	◎あなたと生計を一にする配偶者（他の人の扶養親族、事業専従者を除く。）の前年中の合計所得金額が48万円以下の場合は次のいずれかの控除が受けられます。なお、あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合は受けられません。 控除額は、『配偶者控除額速算表』（8ページ）で求めてください。			
(22)	配偶者特別控除	◎あなたと生計を一にする控除対象配偶者に該当しない配偶者（他の人の扶養親族や、事業専従者を除く。）で、前年の所得が48万円を超え、133万円以下の配偶者は特別控除を受けられます。なお、あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合は受けられません。 控除額は、『配偶者特別控除額速算表』（8ページ）で求めてください。			
(23)	扶養控除	◎あなたと生計を一にする親族（他の人の扶養親族、事業専従者を除く。）のうち前年中の合計所得金額が48万円以下の人を有している場合は、それぞれ次のいずれかの控除が受けられます。なお、16歳未満の年少扶養親族は控除を受けられませんが、町・県民税の課税判定に必要ですので、申告書表面左側の控除対象外の扶養親族欄に氏名などを記入してください。			
		16歳未満	平成21年1月2日以降生まれの人	年少扶養	控除額なし
		16歳以上19歳未満	平成18年1月2日～平成21年1月1日生まれの人	一般扶養	33万円
		19歳以上23歳未満	平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれの人	特定扶養	45万円
		23歳以上70歳未満	昭和30年1月2日～平成14年1月1日生まれの人	一般扶養	33万円
		70歳以上	昭和30年1月1日以前生まれの人	老人扶養 同居老親扶養	38万円 45万円
(24)	基礎控除	◎合計所得金額2,400万円を超える場合、その金額に応じて基礎控除額が段階的に減少し、2,500万円を超えると控除はありません。	合 計 所 得	2,400万円以下	43万円
			2,400万円超え2,450万円以下	29万円	
			2,450万円超え2,500万円以下	15万円	

申告する所得および控除は令和6年1月1日から令和6年12月31日までの1年間の分です

記 載 例

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給 付 勤務 日数	月 収
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞 与 等			
合 計			
勤務先所在地			
勤 務 先 名			
電 話 番 号			

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の 種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額

8 配当所得に関する事項

配当所得 の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
		・		
		・		
		・		
		・		

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種 目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額－特別控除額)
総合譲渡	短 期					
	長 期					
一 時						
＝ 合 計						

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。
右のニの金額を表面の⑩の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

氏 名 (フリガナ)	続柄	生年月日	従事月数	専従者給与(控除)額
		明・大・昭 平・令		
個人番号				
		明・大・昭 平・令		
個人番号				
		明・大・昭 平・令		
個人番号				
所得税における青色 申告の承認の有無		承認あり・承認なし	合計額	

14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分	
住所地の共同募金会、日赤支部分	
条例指定分	都道府県 市区町村

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

16 その他の参考事項

(前年中に所得がなかった方等は、下欄に記入してください。)

- 学生であったため(令和7年1月1日現在)
- 生活保護受給中・失業中・入院通院中
- 非課税所得(課税されない収入金額)
(ア)障害・母子年金等
(イ)遺 族 年 金 等
(ウ)その他
()
4. 扶養・援助されている
(その人の住所)
(その人の氏名) (続柄)
5. その他(家事手伝いなど)
(昨年の状況を記入してください)

12 別居の扶養親族に関する事項

氏 名 (フリガナ)	個人番号	住 所	国外居住
			☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払
			☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払
			☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払

15 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ		続 柄		生年月日	明・大・昭 平・令	特別障害者に 該当する場合	級 度
氏 名							
個人番号				別居の場合の住所			

手順4 所得・必要経費の内訳、税額控除などを記入してください

6 給与所得の内訳

日雇いの大工・左官などを行っている人及び源泉徴収をしていない事業所や日給制の職場で働いている人の記入欄です。収入金額は手取り額ではなく、保険料などを差し引く前の総収入金額です。
※事業所などからの支払額の証明書・明細書を確認または提示してください。

7 事業・不動産所得に関する事項

前年の事業による収入や、事業に要した経費の金額を記入してください。

8 配当所得に関する事項

前年中に株式や出資金に対する利益の配当、剰余金の分配金などの収入があった人は、この欄に記入してください。

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

前年中に賞金、懸賞当選金、生命保険個人年金など、他のいずれの所得区分にも該当しない収入があった人は、この欄に記入してください。

10 総合譲渡・一時所得に関する事項

前年中に総合譲渡所得、一時所得があった人は、この欄に記入してください。

11 事業専従者に関する事項

白色事業専従者控除限度額（①か②のいずれか少ない方の金額）を記入してください。

① 配偶者 86万円	その他の親族 50万円
② （事業所得+不動産所得+山林所得）÷（事業専従者の数+1）	

12 別居の扶養親族等に関する事項

扶養控除、16歳未満の扶養親族欄に記入した方が別居している場合は、その方の氏名、個人番号及び住所、居所を記入してください。

なお、国外居住親族の方については、該当する項目に ☒ をしてください。

13 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項（廃止）

特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、令和6年度から所得税と住民税で異なる課税方式を選択することができなくなりました。

14 寄附金に関する事項

寄附金税額控除の対象となる寄附を行ったときはこの欄に記入し、対象となる寄附金の証明書を添付または提示してください。

15 所得金額調整控除に関する事項

所得金額調整控除に該当するための②③欄に記載のある控除対象扶養親族とは別に、対象となる扶養親族がいる場合に記載ください。詳しくは、10ページをご覧ください。

16 その他の参考事項

前年中に所得がなかった方は生活の状況を記入してください。

<その他>

・住宅取得等特別控除額

平成21年以降に入居された方のうち、所得税から控除しきれなかった額がある場合には、町・県民税からも控除されます。この適用を受けるためだけの申告は不要です。

勤務先で年末調整をされている方は、「源泉徴収票」の「（適用）」欄に「住宅借入金特別控除可能額」と「居住開始年月日」、確定申告をされる方は、確定申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」の記載が必要になります。

・町・県民税の納付方法

給与所得者で給与所得以外の所得に対する町・県民税について、給与から差し引くことを希望する場合は「特別徴収」の欄にチェックし、自分で納付することを希望する場合は「普通徴収」の欄にチェックしてください。（申告書表面「5」）

給与・公的年金等に係る所得金額速算表、配偶者・配偶者特別控除額速算表

給与の所得金額速算表	収入金額の合計額		給与所得金額
	551,000円 未満		0円
	551,000円 以上	1,619,000円 未満	収入金額－550,000円
	1,619,000円 以上	1,620,000円 未満	1,069,000円
	1,620,000円 以上	1,622,000円 未満	1,070,000円
	1,622,000円 以上	1,624,000円 未満	1,072,000円
	1,624,000円 以上	1,628,000円 未満	1,074,000円
	1,628,000円 以上	1,800,000円 未満	※ 収入金額÷4×2.4+100,000円
	1,800,000円 以上	3,600,000円 未満	※ 収入金額÷4×2.8－80,000円
	3,600,000円 以上	6,600,000円 未満	※ 収入金額÷4×3.2－440,000円
	6,600,000円 以上	8,500,000円 未満	収入金額×0.9 －1,100,000円
	8,500,000円 以上		収入金額－1,950,000円

＊所得金額調整控除

新たに創設された控除で、一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得金額から控除するものです。
所得金額調整控除には、次の二種類の控除があります。

◎その年の給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で次のイ～ハに該当する給与所得者の総所得金額を計算する場合に①の所得金額調整控除額を給与所得から控除します。

- イ 本人が特別障害者に該当する者
□ 年齢23歳未満の扶養親族を有する者
ハ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

① {給与等の収入金額（1,000万円超の場合は1,000万円）－850万円}
×10%

◎その年分の給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える者の給与所得②の所得金額調整控除を控除します。

② {給与所得（10万円を超える場合は10万円）＋公的年金等に係る雑所得（10万円を超える場合は10万円）}－10万円

※印の式は4で割った後、千円未満を切り捨ててから計算を行います。

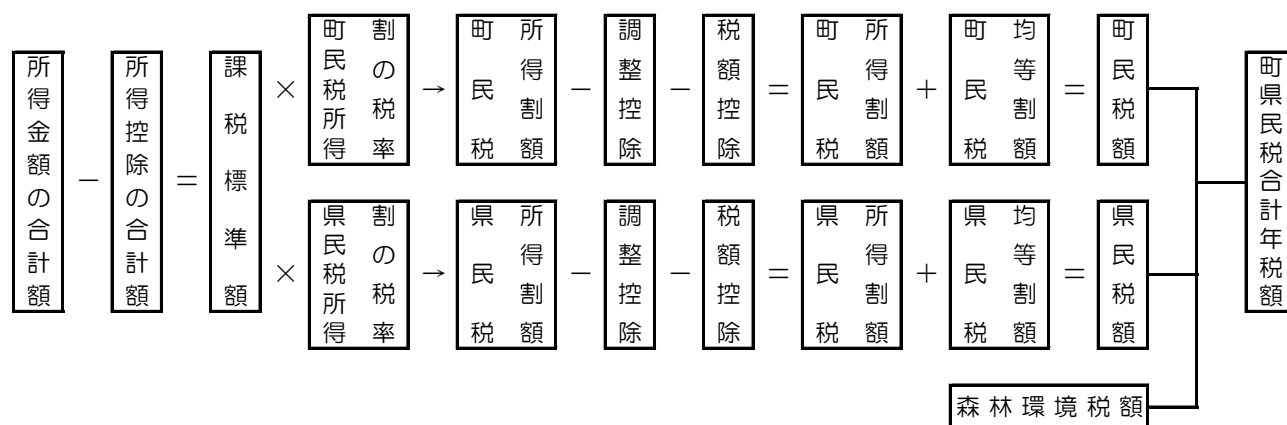
公的年金等の所得金額速算表	公的年金以外の合計所得金額		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超え
	受給者の年齢	収入金額の合計額	所得金額（雑所得）		
	65歳以上 (S35.1.1以前生まれ)	330万円以下	収入金額－1,100,000円	収入金額－1,000,000円	収入金額－900,000円
		330万円超え410万円以下	収入金額×75%－275,000円	収入金額×75%－175,000円	収入金額×75%－75,000円
		410万円超え770万円以下	収入金額×85%－685,000円	収入金額×85%－585,000円	収入金額×85%－485,000円
		770万円超え1,000万円以下	収入金額×95%－1,455,000円	収入金額×95%－1,355,000円	収入金額×95%－1,255,000円
		1,000万円超え	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円
	65歳未満 (S35.1.2以降生まれ)	130万円以下	収入金額－600,000円	収入金額－500,000円	収入金額－400,000円
		130万円超え410万円以下	収入金額×75%－275,000円	収入金額×75%－175,000円	収入金額×75%－75,000円
		410万円超え770万円以下	収入金額×85%－685,000円	収入金額×85%－585,000円	収入金額×85%－485,000円
		770万円超え1,000万円以下	収入金額×95%－1,455,000円	収入金額×95%－1,355,000円	収入金額×95%－1,255,000円
		1,000万円超え	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円

納税義務者本人の所得額				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除額速算表	配偶者の合計所得金額 480,000円以下	一般 老人	70歳未満 昭和30年1月2日以降生まれ	330,000円	220,000円	110,000円
			70歳以上 昭和30年1月1日以前生まれ	380,000円	260,000円	130,000円

納税義務者本人の所得額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者特別控除額速算表	右に対する給与収入金額	配偶者の合計所得金額	控除額		
	1,030,001～1,550,000円	480,001～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円
	1,550,001～1,600,000円	1,000,001～1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円
	1,600,001～1,667,999円	1,050,001～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円
	1,668,000～1,751,999円	1,110,001～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円
	1,752,000～1,831,999円	1,150,001～1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円
	1,832,000～1,903,999円	1,200,001～1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円
	1,904,000～1,971,999円	1,250,001～1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円
	1,972,000～2,015,999円	1,300,001～1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円
	2,016,000円～	1,330,001円～	0円	0円	0円

町民税・県民税の計算のしかた

令和7年度の町・県民税は前年（令和6年中）の所得を基礎として、次の方式により計算します。



(A) 課税標準額の計算

まず申告書の⑨『所得金額の合計額』から㉓『所得から差し引かれる金額の合計額』を差し引いて『課税標準額（千円未満切り捨て）』を算出します。

(B) 算出所得割額の計算

(A) の課税標準額に一定の税率（町民税6%、県民税4%）を乗じます。

(C) 年税額の計算

(B) により算出された金額から※1調整控除（配当所得のある方は※2配当控除、寄附金税額控除のある方は※3寄附金税額控除）を差し引いた金額が所得割額（100円未満切り捨て）です。この所得割額に※4均等割額を加えた金額が、町民税・県民税の年税額となります。

※1 調整控除の計算 ただし、合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除が適用されません。

合計課税所得金額	控 除 額 （町民税3%・県民税2%）
200万円以下	①所得税との人的控除額の差額の合計額 ②合計課税所得金額 のいずれか少ない金額の5%
200万円超え	{所得税との人的控除額の差額の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)} × 5% ※算出された額が2,500円未満の場合は2,500円

※2 配当控除の控除率

課税総所得金額、上場株式等に係る課税配当所得の金額、土地等に係る課税事業所得等の金額、課税長期（短期）譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額	1,000万円以下の場合		1,000万円を超える場合			
	町民税	県民税	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	町民税	県民税	町民税	県民税	町民税	県民税
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託の利益の分配	1.6%	1.2%	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配（一般外貨建等証券投資信託の収益の分配を除く）	0.8%	0.6%	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

※3 寄附金税額控除の計算 <控除額は①と②の合計額>

* 宗教法人等への寄附金は対象となりません。

①（寄附金額か総所得金額等の30%の少ない方の金額）－2,000円×10%

②（地方公共団体に対する寄附金－2,000円）×（90%－所得税の税率）×所得割の20%まで

※4 均等割額（年額） 町民税 3,000円 県民税 1,500円

* 県民税のうち500円は、いしかわ森林環境税（県税）です。

※5 森林環境税（年額） 1,000円（国税）

この手引の内容は、令和7年1月1日現在の地方税法等に基づいて説明してあります。地方税法等の改正があった場合は、それに従い税額計算します。

令和7年度 住民税・確定申告の受付日程

令和7年度町民税・県民税申告及び令和6年分確定申告の受付を、下記の日程により実施いたします。震災対応のため各地区への出張申告は行いませんので、ご確認のうえご来場ください。

◎これまで各集会所にご来場くださいました方々をはじめ、町民の皆様には何かとご不便とご迷惑をおかけすることになるかと思いますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

受付期間	令和7年2月17日（月）～令和7年3月17日（月）
受付時間	午前9時から午後4時まで
受付会場	穴水町役場 3階 大ホール

※土・日・祝日は、受付を行いませんが、令和7年3月8日（土）・15日（土）・16日（日）については、受付を行います。

※役場会場での受付期間であり、申告期限ではありません。

※税務署から「確定申告のお知らせ」のハガキまたは封書が届いている方は持参してください。

※土地・建物・株式等の譲渡所得や暗号資産（仮想通貨）、雑損控除、青色申告、お亡くなりになった方の準確定申告等については、税務署にご相談ください。

※令和6年能登半島地震により、石川県の一部地域（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町）では、国税において、申告・納付等の期限が延長されております。
詳細については、税務署にご相談ください。



~~~~~ 輪島税務署からのお知らせ ~~~~~

### 【 輪島税務署 確定申告相談、譲渡所得・贈与税の申告相談 】

|                    |                                                                |
|--------------------|----------------------------------------------------------------|
| 確定申告相談期間           | 令和7年2月17日（月）～3月17日（月） 午前9時～午後4時<br>（土、日、祝日は除く）                 |
| 譲渡所得・贈与税<br>申告相談期日 | 令和7年2月18日（火）、2月25日（火）、3月4日（火）、<br>3月11日（火）、3月17日（月）            |
| 申告相談会場             | 輪島税務署 1階<br>輪島市河井町15番地90番地16<br>電話：0768-22-2241（自動音声終了後「2」を選択） |

※税務署申告会場への入場には、「入場整理券」が必要となります。

（入場整理券は、税務署庁舎入口付近で当日分を配布するほか、国税庁のLINE公式アカウントでのオンラインによる事前発行も行っています。）

※税務署から、「確定申告のお知らせ」のハガキまたは封書が届いている方は、持参してください。

※土地・建物・株式等の譲渡所得、暗号資産（仮想通貨）、雑損控除についての申告相談は、税務署で受付ます。

